

定 款

社 団 法 人 関西労働衛生技術センター

社団法人 関西労働衛生技術センター定款

第 1 章 総 則

第 1 条 (名 称)

本会は、社団法人 関西労働衛生技術センターと称する。

第 2 条 (事 務 所)

本会は、事務所を大阪市北区浪花町 1 3 番 3 8 号に置く。

第 3 条 (目 的)

本会は、職業病検診を行ない、各事業場共通の労働衛生管理、並びに労働者の健康保持に貢献するものとする。

第 4 条 (事 業)

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

1. 労働衛生に関する健康診断
2. 労働衛生問題全般にわたる相談
3. 労働衛生環境の測定
4. 作業環境測定士指定講習及び作業環境測定士の養成並びに技術水準の向上に関する事業

第 2 章 会 員

第 5 条 (会 員 の 種 類)

本会の会員は、次のとおりとする。

1. 普通会員 本会の趣旨に賛同し加入した個人または法人
2. 特別会員 本会の事業に対し、特別の関係を持ち、または特別の援助をする個人または法人
3. 名誉会員 本会に特別の功労があったものまたは学識経験者

第 6 条 (会 費)

会員は総会の議決を経て別に定めるところにより会費を納入しなければならない。

2. 既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。

第 7 条 (入 会)

本会の会員となるには、所定の申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2. 特別会員は理事の推せんにより、理事会において理事の過半数の同意を得なければならない。

3. 名誉会員は理事会の推せんによって会員とする。

第 8 条 (退 会)

本会の会員は、会員の申出によって退会することができる。

2. 次の場合には退会した者とみなす。

死亡または解散若しくは、これに類する事実が生じたとき。

会費を1年以上にわたって納入しないとき。

第 9 条 (除 名)

会員で本会の名誉をき損しまたは本会の目的に反するような行為があったときは、総会の議決によりこれを除名することができる。

2. 前項の規定により除名された会員には、その旨を通知しなければならない。

第 3 章 役 員 等

第 10 条 (役員の種類および員数)

本会に、次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	3 名以内
専 務 理 事	1 名
常 務 理 事	若干名
理 事	15 名以上 20 名以内 (会長 , 副会長 , 専務理事 , 常務理事たる理事を含む)

監 事 2名以上3名以内

第 11 条 (役 員 の 選 任)

会長および副会長は、理事会において互選する。

2. 理事および監事は 総会の議決によって会員のうちから選任する。なお、理事会の推せんにより学識経験者より理事を選任することができる。
3. 専務理事および常務理事は、理事会の承認を得て会長が選任する。
4. 理事および監事は、相互にこれを兼ねることができない。

第 12 条 (役 員 の 職 務)

会長は、会務を総理し、本会を代表する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ定めた順位により、その職務を代行する。
3. 専務理事は、会長および副会長を補佐し、会長の命を受けて業務を処理し、会長および副会長がともに事故あるときは、その業務を代行する。
4. 常務理事は、専務理事の命を受けて業務を処理し、専務理事に事故あるときは、その業務を代行する。
5. 理事は、理事会を組織し、業務を執行する。
6. 監事は、民法第 59 条に定める職務を行なう。

第 13 条 (役 員 の 任 期)

役員任期は、2 年とする。ただし再任を妨げない。

2. 補欠のため就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員は、任期満了の場合、または役員過半数が辞任した場合においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行なうものとする。

第 14 条 (役 員 の 解 任)

役員で本会の名誉をき損し、または本会の目的に反するような行為があったときは、総会の議決によりこれを解任することができる。

第 15 条 (顧 問 お よ び 参 与)

本会に顧問および参与若干名を置くことができる。

2. 顧問および参与は、理事会の推せんにより会長が委嘱する。
3. 顧問は、本会の重要事項について、会長の諮問に応じて意見を述べるものとする。
4. 参与は、会長の求めに応じて本会の業務に参画するものとする。

第 16 条 (役員 の 報 酬)

役員は無報酬とする。ただし、職務を委嘱された者は報酬を受けることができる。

第 4 章 会 議

第 17 条 (会 議 の 種 類)

会議は、総会および理事会とする。

第 18 条 (総 会)

総会は、これを通常総会および臨時総会とに分ける。

2. 通常総会は、毎年 1 回事業年度終了後 3 箇月以内に開催する。

3. 臨時総会は、会長若しくは理事会が必要と認めたとき、または会員の 3 分の 1 以上若しくは、監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

第 19 条 (構 成)

総会は、会員をもって構成する。

2. 理事会は、理事をもって構成する。

第 20 条 (総 会 の 招 集 お よ び 議 長)

総会は、会長がこれを招集する。

2. 総会の招集は、少なくとも総会の 7 日前に、その会議の目的たる事項およびその内容並びに日時、場所を記載した文書をもって通知しなければならない。

3. 総会の議長は、会長がこれにあたる。

第 21 条 (総 会 の 定 足 数)

総会は、会員総数の過半数の会員が出席しなければ、これを開催することはできない。

第 22 条 (総 会 の 議 決)

総会の議事は、この定款に別の定めあるものを除き出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 23 条 (総 会 の 書 面 表 決 等)

やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項に限り書面をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合、前二条の規定の適用については、出席したものとみなす。

第 24 条 (総 会 の 機 能)

総会は、この定款に別段の定めあるもののほか次の事項を付議する。

1. 毎事業年度の収入支出の予算および決算並びに事業報告
2. 重要財産の処分
3. 予算を伴わない権利の放棄または義務の負担
4. 定款の変更
5. 前各号のほか、この法人の運営に関する重要な事項

第 25 条 (理 事 会 の 招 集)

理事会は、会長が招集する。

2. 理事会の招集は、少なくとも5日前に、その会議の目的たる事項およびその内容並びに日時、場所を記載した文書をもって通知しなければならない。
3. 前項の召集通知は、緊急やむをえない場合においては、会日の前日までに通知すれば足りる。
4. 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

第 26 条 (理 事 会 の 定 足 数)

理事会は、理事総数の過半数の理事が出席しなければ開会することができない。

第 27 条 (理 事 会 の 議 決)

理事会の議事は、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 28 条 (理 事 会 の 書 面 表 決 等)

やむをえない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の理事を代理人として、表決を委任することができる。この場合前二条の規定の適用については出席したものとみなす。

第 29 条 (理 事 会 の 権 能)

理事会は、この定款に別段の定めある事項のほか次の事項を付議する。

1. 総会の議決により委任された事項
2. 事業の執行に関する事項
3. 役員の在任年令に関する事項
4. 定款の施行に必要な細則の制定・改廃に関する事項
5. 総会に付議すべき事項
6. 前各号のほかこの法人の運営に関し必要と認めた事項

第 30 条 (監 事 の 出 席)

監事は、理事会に出席し、その職務に関し意見を述べることができる。

第 31 条 (議 事 録)

会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

1. 開会の日時および場所
 2. 会員または理事の理事数
 3. 会議に出席した会員または理事の数(書面表決者および表決委任者を含む)
 4. 議決事項
 5. 議事の経過、要領および発言者の発言要旨
 6. 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及び出席会員又は理事の中から、その会議において選出された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

第 5 章 資 産 お よ び 会 計

第 32 条 (資 産 の 構 成)

本会の資産は、次の各号をもって構成する。

1. 会費
2. 寄付金品
3. 資産から生ずる収入
4. 事業に伴う収入

5. その他の収入

第 33 条 (資 産 の 管 理)

本会の資産は、会長がこれを管理し、その方法は理事会の決議による。

第 34 条 (資 産 の 支 弁)

本会の経費は、資産をもって支弁する。

第 35 条 (予 算 お よ び 決 算)

本会の毎年度の収入支出予算は、年度開始前に総会の議決を経て定め、収入支出決算は、年度終了後3箇月以内にその年度末財産目録とともに監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

第 36 条 (剰 余 金 の 処 分)

毎事業年度の決算により剰余金を生じたときは、総会の議決を経て、その全額を翌年度に繰越すものとする。ただし、その一部金額を本会の基金として別途積立とすることができる。

第 37 条 (会 計 年 度)

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 6 章 事 務 局

第 38 条 (職 員)

本会に事務を処理するため事務局を置く。

- 2.事務局には、職員若干名を置き、会長がこれを任免する。
- 3.事務局の運営に関する規定は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第 7 章 定 款 の 変 更

第 39 条 (定 款 の 変 更)

本定款は、総会において会員の3分の2以上の同意を得、かつ、主務官庁の認可を受けなければ変更することはできない。

- 2.第22条の規定は、前項の総会にもこれを適用する。

第 8 章 解 散

第 40 条 (解 散)

本会は、民法第 68 条第 1 項第 2 号ないし第 4 号および第 2 項の規定により解散する。

ただし、同条第 2 項第 1 号に規定する総会の議決による場合は、総会において会員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

第 41 条 (残余財産の処分)

前条の規定により解散したときに存する残余財産は、総会の議決を経、かつ、主務官庁の許可を得て類似の目的をもつ他の公益法人に寄付するものとする。

第 42 条 (清 算)

この会が解散したときは会長が清算人となる。

第 9 章 雑 則

第 43 条 (施 行 細 則)

本定款施行について必要な細則は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

1. この定款は主務官庁の設立許可があった日から施行する。
2. この定款の一部変更は主務官庁の認可があった日から施行する。